

役員・職員の倫理に関するガイドライン

公益社団法人 東京都山岳連盟

公益社団法人東京都山岳連盟（以下「本連盟」という）は、「正しい登山を指導普及して、その健全な発展を図り、あわせて登山を通じて都民国民体育の振興に寄与する」ことを目的としている。その目的を達成する過程で体罰・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等、不健全な行為が発生してはならない。

このガイドラインはこれら不健全な行為を防止し、今後も当山岳本連盟の健全な運営・発展を保持するため、役員・職員倫理規程に合わせてまとめたものである。

1. 体罰・パワーハラスメント等について

- ①身体的攻撃、精神的攻撃などの体罰、パワーハラスメントを防止するため、各役員・職員は、十分な意思疎通を行ない、相手の人格を尊重し、お互いの信頼関係を築くよう心がけること。
- ②各委員会での講習会においても同様に講師・スタッフ共に受講者へ体罰・パワーハラスメントがないように周知徹底を図ること。
- ③体罰・パワーハラスメント防止のガイドを参照のこと。

2. セクシャルハラスメントについて

- ①セクシャルハラスメントに当たるか否かは相手の判断となるため、普段から性的言動を慎むこと。特にお酒が入っているときは注意が必要。
- ②各委員会での講習会においても同様に、講師・スタッフ共に受講者へのセクシャルハラスメントがないように周知徹底を図ること。
- ③セクシャルハラスメント防止のガイドを参照のこと。

3. 個人情報保護について

- ①個人情報の保護は「個人情報保護方針」に従って適切に対応すること。
- ②プライバシーも同様に保護すること。
- ③個人情報保護のガイドを参照のこと。
- ④各部・委員会は毎年度初めに個人情報保護チェックシートに沿って確認すること。

4. 機密事項や個人的見解について

- ①事業遂行上知り得た機密事項や都岳連事業等に関する組織内の情報は保護の対象であり、個人で公表しないこと。
- ②SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、ホームページ、ブログ等で機密事項を公表しないこと。SNSはFacebook、Twitter、Google、Mixi、Ameba等多数あるので注意すること。

5. 公私の別について

- ①業者との癒着や贈収賄がないこと。
- ②立場を利用した利益供与がないこと。
- ③業者からの接待を全て禁止すること。同席する場合は費用を折半すること。
- ④外注委託する業者の選定には客観的、合理的な理由があること。
- ⑤担当者が他に取引のある業者に関しては、その事実を明らかにした上で公正な選定を行なうように注意すること。

6. 不適切な経理処理について

- ①金銭は仮払金を除いて全て当連盟の口座を介し、記録を残すこと。
- ②仮払金はその記録を残すこと。
- ③監査等、定期的なチェックを行ない、横領等の事故発生を防止すること。
- ④経理処理を少数の担当者や職員に任せきりにしないこと。

7. 倫理の問題が発生した場合

- ①倫理問題が発生した場合は、担当理事または倫理違反ホットラインに報告すること。
- ②問題が発生した場合は、倫理問題発生時の対応を参照のこと。

8. 倫理に関する規程・ガイドラインの周知

①新たな部員・専門委員には本倫理ガイドと以下の規程・ガイドラインを理解した上で当連盟の活動に参加いただくこと。

- ・役員・職員の倫理に関するガイドライン
- ・倫理規程
- ・体罰・パワーハラスメント防止のガイド
- ・セクシャルハラスメント防止のガイド
- ・個人情報保護のガイド
- ・倫理違反ホットライン規則
- ・倫理違反調査会規則
- ・倫理問題発生時の対応
- ・当連盟に所属していない方々を講師として招く場合には、倫理ガイドを理解していただくこと。

(改訂履歴)

2017年7月1日 7項の倫理問題発生時の報告先を倫理委員会ではなく担当理事または倫理違反ホットラインに変更。

8項に倫理違反ホットライン規則、倫理違反調査会を記載。